

ホームページ公開

平成25年3月5日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成25年3月5日(火) 午後1時30分 ~ 午後3時30分

(報告事項・意見交換 午後3時30分 ~ 午後4時30分)

・教育委員会室

2 出席者

委員

委員長 土屋 嶮

委員 野原 正美

委員 月村 時子

委員 稲本 正

教育長 松川 禮子

(森口祐子委員 欠席)

事務局職員

教育次長 丹羽 章

教育次長 宇野 秀宣

義務教育総括監 加藤 壽志

総合教育センター長兼教育研修課長 南谷 清司

教育総務課長 桐山 敏通

教育総務課教育主管 高橋 博美

教育財務課長 山本 紳一

教職員課長 高橋 利行

教職員課教育主管 水川 和彦

学校支援課長 柿澤 雄二

特別支援教育課長 安田 和夫

社会教育文化課長 浜崎 浩之

社会教育文化課課長補佐兼記念物保護係長 松野 晶信

スポーツ健康課長 鈴木 賢治

3 議事日程等

報第4号、報第5号、報第6号及び議第1号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成25年2月6日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ()書きは事務局発言
委員長の選挙について	
委 員 長	私（土屋委員長）の委員長としての任期が、3月16日で満了するため次期委員長の選挙を行う必要がある。 委員長の選挙方法については、岐阜県教育委員会会議規則第2条第2項の規定により、指名推選で行いたい。
委 員	異議なし。
委 員 長	異議がないため、指名推選により行う。各委員から推薦をお願いしたい。
月 村 委 員	土屋委員長に、教育委員としての任期満了日である平成25年7月17日まで、委員長に就任いただくことを推薦する。
委 員	異議なし。
委 員 長	次期委員長を、私（土屋委員長）として決定する。
委員長職務代理者の指定について	
委 員 長	野原委員の委員長職務代理者としての任期も3月31日までとなっている。そのため、次期委員長職務代理者の指定を行う必要がある。 委員長の選挙方法については、岐阜県教育委員会会議規則第3条の規定により、指名推選で行う。委員長から推薦することに異議はないか。
委 員	異議なし。
委 員 長	野原委員を委員長職務代理者に推薦する。
委 員	異議なし。
委 員 長	次期委員長職務代理者を野原委員に決定する。
報第1号	教育に関する事務に係る予算（平成24年度3月補正分）に対する意見について
報第2号	教育に関する事務に係る予算（平成25年度当初予算分）に対する意見について
教 育 総 務 課 長	<p>知事から、平成25年第1回岐阜県議会定例会に提出する教育に関する予算について、平成24年度3月補正分及び平成25年度当初予算分に係る意見を求められたので、専決により異議ない旨回答したことを報告し、承認を求めるものである。</p> <p>教育関係の平成24年度3月補正予算については、2億4,277万7千円の増額である。その理由の主なものは、人件費について、給料、共済費の実績見込みによる増額、普通建設事業費について、県立学校の校舎改修や、新たに開校する飛騨吉城特別支援学校、下呂特別支援学校の建設工事費の入札差金に係る減額、その他文化財発掘調査について、事業進捗が遅れたことによる減額によるものである。</p> <p>平成25年度当初予算については、総額1,714億2,181万6千円である。この額は、県の一般会計予算総額の23%を占める。対前年度当初予算との比較では、22億4,845万5千円、1.3%の減額となるが、この前年度当初予算には、国体</p>

開催のために臨時に設置された国体推進局所管分58億円を含んでいるため、その分が減額となることにより、前年比今年度よりも22億円少なく見える。

主なものとしては、県行財政改革アクションプランの終了に伴い、職員の給与カットが終了するため、人件費で35億円の増額となるほか、国体の影響で保健体育費が大幅減となっている。

また、来年度の主要事業として、11の施策・事業をまとめている。

「教職員配置の充実」として、学校現場の様々な教育課題に対応するため、小学校3年生への35人学級の拡充のための教員配置などを行う。

「いじめ・不登校の未然防止」として、「居場所と絆づくり実践推進校」を指定し、児童生徒の集団適性アセスメント検査や特別活動を中心とした居場所・絆づくり推進活動等の事業を行うほか、ウェブサイトのネットパトロールを強化し、いじめにつながる誹謗・中傷などの書き込みを、専門に監視する職員を配置する。

「県立高校改革リーディングプロジェクト推進事業」として、各高校が、中長期的な学校経営ビジョンを描いて行う先進的な取組みに対して、全体で3,000万円の予算で10～12校程度を支援する。

「県立高等学校におけるキャリア教育・就職指導の充実」として、普通科高校を中心に、キャリア教育に関する専門的知識を有するアドバイザーを配置して、教員へのキャリア教育・就職指導のノウハウの提供等を行うほか、3校程度の高校を指定して、学校外の人材を活用したり、地元企業と連携して学校の内外で職業分野の学修の単位認定を行うなど職業教育充実に向けた研究を行う。

「小学校からの教科専門性の向上」として、全国学力・学習状況調査や本県独自の学習状況調査等の結果から明らかになった課題を踏まえ、県内の小学校を実践校として指定し、小学校高学年を中心とした教科担任制について、効果的な指導方法等の研究を行う。

「発達障がい児童生徒への支援」として、発達障がいのある児童生徒の増加や、発達障がいに関する専門的知識を持った教員が十分でないといった背景を踏まえ、県内の小中学校、高等学校において研究指定校を設け、特別支援教育の観点からの授業づくりの展開等を行う。

「特別支援学校の計画的な整備」として、羽島市の岐阜南部特別支援学校（仮称）について基本設計・実施設計等を進めるほか、岐阜希望が丘特別支援学校について、健康福祉部が行う療育拠点整備と連動して、再整備を進めることとしており、造成工事等を実施する。

「特別支援学校における就労支援の強化」として、特別支援学校高等部における生徒、特に軽度知的障がいのある生徒の増加に対応するため、企業ニーズに応じた職業教育の研究開発をする。また、新たにキャリアコーディネーターを各圏域に配置して、職場実習先や就労先の企業の拡大や職場定着支援など、就労支援の強化を図る。

「県内文化施設における企画展の開催」として、県博物館、県美術館、県現代陶芸美術館における企画展の充実を図っていく。

「文化財保護の推進」として、文化財の保存修理のための経費について、所有者の負担軽減を図るための補助等を行う。

「『ぎふ清流国体・ぎふ清流大会』の財産を活用したスポーツ推進」として、両大会の開催に向けた選手強化策等により、多くのトップアスリートが育成されたこと等を活かして、世界レベルの大会での活躍や、日本一を目指すトップチームや選手に対す

ホームページ公開

	<p>る強化費の助成や、トップアスリートの活動拠点クラブに対する支援等を行う。 これら主要事業は、各委員からの意見を踏まえて展開していく。</p>
稲本委員	<p>教育に関する3月補正予算について、大幅な金額の変更があったが、見込み額と違った点は何か。</p>
教職員課長	<p>前年度の11月時点で見込んでいた退職者数や、本務教員と非常勤教員の配置の見込みと、実際の人数や配置との差異が累積して、人件費の補正額が生じたものである。</p>
稲本委員	<p>全くの新規事業を立ち上げ、予算措置するには、苦労があると思うが、どのような事例があったか。</p>
学校支援課長	<p>新規事業である、県立高校改革リーディングプロジェクト推進事業では、今年度までは、学校活性化プロジェクトとあって、学校の課題を解決するために500万円で10件以上を採択するという事業であったが、これを、今年度限りで廃止し、来年度からは、3,000万円の予算で、高校改革の取組を支援する。高校改革の成果をどのように出していくかということなどの予算折衝があった。</p>
稲本委員	<p>県立高校改革リーディングプロジェクト推進事業における、報償費は何に使うものか。</p>
学校支援課長	<p>外部講師に支払う謝金である。</p>
稲本委員	<p>県内文化施設における企画展を充実させるのはよいことであるが、一般の方にいかに魅力を伝えて集客するか、工夫が必要である。</p>
社会教育文化課長	<p>委員ご指摘の点は最も大きな課題の一つとして認識しており、各種広報媒体や他県美術館等とのネットワークを通じて広報を実施している。さらに、県内の高校生以下は入館料が無料であることや、11月3日の文化の日に県内文化施設の無料開放を行っていることなども、様々な会合等を通じて積極的にPRしていきたい。</p>
稲本委員	<p>外国では、美術館等にいるインタープリターの人気が高く、優秀なインタープリターの配置が、集客力につながっているケースがある。また、企業スポンサーがついて、企業名を冠した入館料無料の日を設け、そのことを企業広報でPRするケースもある。また、歌舞伎座では、英語によるイヤホンガイドの充実などを図っている。県でも集客のための工夫が必要である。</p>
社会教育文化課長	<p>県内文化施設では、インタープリターの制度はないが、ボランティアガイドは行っている。また、学芸員が作品を解説する夜間開放日なども設けている。県内では、協賛企業の関係者を対象とした鑑賞会の事例はあるが、企業スポンサーが入場料を負担して一般に開放するという取組みは事例がない。参考にさせていただく。</p>
委員長	<p>特別支援学校における就労支援の強化について、特別支援学校で作られた製品を、地域住民が購入し、売り上げが上がっても、その収入は県の歳入になる。製品の売り上げを特別支援学校に還元し、材料費に充てていくなど、意欲を引き出す仕組みについても考慮していくべきである。</p>
特別支援教育課長	<p>特別支援学校の児童生徒に、いかに意欲を持って職業教育のカリキュラムに取り組んでもらうかという点は非常に重要であると認識している。製品の売り上げに応じて、</p>

ホームページ公開

	<p>原材料費を予算措置できるよう努めているほか、新製品の開発の際にデザイン性を重視し、多くの人に手に取っていただき、誉めていただくのを励みにしている。</p>
委員長	<p>特別支援学校で作られた製品の売り上げや利益について、棒グラフにして示すなど、教育していくべきである。</p>
特別支援教育課長	<p>軽い知的障がいのある生徒を対象に、特別支援学校が行う即売会の売り上げについて、売り上げ数を数えたり、原材料費を踏まえた単価設定などを教育活動の一環として行い、数学や経済活動を学ばせる取組みを行っている。</p>
野原委員	<p>特別支援学校の整備について、対前年度比でかなり金額が下がっているのは、どのような理由によるものか。</p>
特別支援教育課長	<p>平成24年度予算では、平成25年4月に開校する、飛騨吉城特別支援学校と、下呂特別支援学校の建設費を計上していたが、建設工事が完了したことにより、その分が対前年で減額となった。平成25年度については、岐阜南部特別支援学校(仮称)の実施設計等と、希望ヶ丘特別支援学校の造成工事にかかる経費を計上しており、内容の違いによるものである。</p>
委員長	<p>「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の財産を活用したスポーツ推進のための各事業については、継続的に実施していくものか。また、企業の費用負担を求めるものか。</p>
スポーツ健康課長	<p>「ぎふ清流国体・ぎふ清流大会」の財産を活用したスポーツ推進のための各事業については、継続的に実施していきたい。また、これらの事業は、県費で実施する。</p>
委員長	<p>報第1号につき、挙手により採決する。</p>
委員長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>報第3号 教育に関する事務に係る議案に対する意見について</p>	
教育総務課長	<p>知事から、平成25年第1回岐阜県議会定例会に提出される、教育に係る条例に係る議案について意見を求められたので、専決で異議なしとして回答した旨を報告し、承認を求めるものである。</p> <p>岐阜県附属機関設置条例を新たに定めようとするものである。従来要綱等により設置されていた外部有識者会議を、地方自治法に規定する附属機関として、条例上、明確に位置づけるものである。これにより、県全体では、24の会議を附属機関として位置付けることになる。</p> <p>このうち、教育委員会では、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会及び岐阜県教職員保健審査会を附属機関として位置付ける。</p>
月村委員	<p>岐阜県の外部有識者会議で、この条例に規定されていないものもあるのか。</p>
教育総務課長	<p>法律に基づく会議は、条例上で設置する必要はないため、この条例には規定されていない。</p>
野原委員	<p>今回、新たに条例で規定した趣旨は何か。</p>
教育総務課長	<p>地方自治法の中で、普通公共団体は、法律又は条令の定めるところにより附属機関を置くことができると定められており、法律に定めがない限りは、条例に規定をする必要</p>

ホームページ公開

	<p>があるため、従来は要綱で設置されていた会議を条例で位置づけようとするものである。</p>
委員 長	<p>新たに附属機関として条例に定める会議については、委員の選任等については、今後、当教育委員会において審議することになるのか。</p>
教職員課長	<p>岐阜県教職員保健審査会については、次回の教育委員会会議で、要綱についてお諮りする。また、委員の選任についても教育委員会会議にお諮りする。</p>
教育 総務 課 長	<p>岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会については、諮問の必要に応じての開催となるが、委員の選任等については、教育委員会会議にお諮りする。</p>
委員 長	<p>報第3号につき、挙手により採決する。</p>
委員 長	<p>全員賛成により承認する。</p>
<p>報第4号 職員の懲戒処分について（非公開案件）</p>	
<p>職員の懲戒処分（1名）について専決処分を行ったことを報告し、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>報第5号 職員の懲戒処分について（非公開案件）</p>	
<p>教職員の懲戒処分（1名）について専決処分を行ったことを報告し、承認された。 本件は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第1号 退職教職員の表彰について（非公開案件）</p>	
<p>退職教職員（533名）を表彰することについて諮り、可決された。 本県は、非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
<p>議第2号 岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部改正について</p>	
教職員課長	<p>岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営に関する規則の一部改正について、お諮りする。岐阜県立森林文化アカデミーの管理運営は、知事部局の林政部で所管しているが、設置は教育委員会の所掌となる。</p> <p>今年度末に現在の学長の任期が満了することに伴い、新学長が就任する予定で、非常勤となる。このため、職員の指揮監督については、副学長の職務とするよう、改正を行うものである。また、森林づくりサポートセンターについては、NPOやNGOとの調整等、県民協働による森林づくり推進体制として、平成18年から活動を行ってきたが、活動団体のネットワーク化など一定の成果が得られたことから業務を見直し、本庁に移管する。</p> <p>改正施行日は平成25年4月1日である。</p>
稲本委員	<p>森林文化アカデミーの所管は、林政部になるのか。教育委員会とはどのような関連があるのか。</p>
教育 長	<p>森林文化アカデミーは、林業という専門的な教育内容であることから、林政部が所管しているが、学校教育法上の教育機関にあたるため、教育委員会での管理規則を所管しており、改正を教育委員会にお諮りする。</p>

ホームページ公開

委員長	議第2号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により、可決する。
議第3号 条例による事務処理の特例に係る議案に対する意見について	
社会教育 文化課長	<p>岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、岐阜県議会議長から意見を求められたので、異議ない旨回答することについて、お諮りする。</p> <p>1月の定例教育委員会でも、同じ内容の条例案を上程することについて、知事からの意見照会を受け、異議ない旨回答することを可決いただいている。</p> <p>条例の改正内容は、岐阜県文化財保護条例に基づく事務の一部を処理する権限を、県から美濃加茂市や七宗町へ移譲するものである。</p>
委員長	議第3号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により、可決する。
議第4号 岐阜県史跡の指定（追加指定）について	
社会教育 文化課長	<p>岐阜県文化財保護審議会において、「小里城跡」の指定を行うべきとの答申があったため、岐阜県文化財保護条例の規定に基づき、県史跡に指定することについて、お諮りする。</p> <p>小里城は、瑞浪市街から南へ約4キロの位置に、戦国時代に築城され、江戸時代の初頭に廃絶した山城の跡で、当時この地方に勢力を持っていた小里氏（おりし）の居城である。小里氏は、16世紀中頃から小里の地に居住を定めており、織田信長、徳川家康に仕え、徳川政権下では、旗本として当地に陣屋を構え、小里城の改修を行うなど、この地に勢力をふるったが、嫡流が断絶し、元和9年に改易となり、小里城も廃絶した。昭和31年に、「本丸曲輪跡」の約4000㎡が岐阜県史跡に指定され、指定名称は、「小里城山城跡(おりしろやまじょうあと)」とされていたが、平成12年度から16年度にかけて、瑞浪市教育委員会による地形測量や発掘調査等を経て、今回追加指定の対象となる、「御殿場跡」の大型建物跡等の造成時期等が明らかになった。御殿場跡については、史料で確認できる小里氏や小里城の動きとおおよそ一致し、小里氏の実像の解明に大きく資する遺跡であり、この時期の旗本陣屋の様子を考究する上で重要な遺跡であること等から、指定基準に該当する高い価値を有するとの審議会の答申であった。なお、今回の発掘調査によって詳細が明らかとなった御殿場跡を追加指することで、山頂の本丸曲輪跡とあわせ小里城の主要部分の保護が可能となる。</p> <p>また、城の全体像を把握できる主要部分が指定範囲となること等を踏まえ、これを機に名称を「小里城山城跡」から「小里城跡」に変更することとする。</p> <p>今回の指定は追加指定のため、岐阜県指定の史跡の指定件数158件、県指定文化財総数938件に変更はない。</p>
稲本委員	この史跡の土地の所有者は誰か。
社会教育 文化課長	瑞浪市所有地と私有地である。
稲本委員	私有地については、史跡に指定されると、何か制限がかかるのか。

ホームページ公開

社会教育課 文化系 保護係 係長	現状を変更する行為については、許可申請が必要となり、遺構に関わるものは変更できなくなる。
委員長	議第4号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により、可決する。
閉会	
午後3時45分、閉会を宣言する。	
事務局報告	
<p>(1) 岐阜県教育ビジョン検討委員会・高校の在り方専門委員会について</p> <p>(2) 岐阜県立高等学校管理規則の改正について</p> <p>(3) 太陽光発電事業実施に伴う県有施設(学校)の貸付けについて</p> <p>(4) 体罰に関する実態把握調査の結果について</p> <p>(5) 平成24年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について</p> <p>(6) 平成25年度岐阜県教科用図書選定審議会委員(素案)について</p> <p>(7) 平成24年度岐阜県公立学校におけるいじめに関する調査の結果について</p> <p>(8) 岐阜県立飛騨吉城特別支援学校及び岐阜県立下呂特別支援学校の開校について</p> <p>(9) 第68回国民体育大会・冬季大会の結果について</p> <p>(10) 全国中学校体育大会(スキー・スケート)の結果について</p> <p>(11) 平成24年度教育委員行事予定について</p> <p>(12) 平成25年度教育委員行事予定について</p>	